

アーキビスト認証の実施について

令和2年3月24日

国立公文書館長決定

独立行政法人国立公文書館（以下「館」という。）において、公文書等の管理に関する専門職員に係る強化方策として、国民共有の知的資源である公文書等の適正な管理を支え、かつ永続的な保存と利用を確かなものとする専門職を確立するとともに、その信頼性及び専門性を確保することを目的とし、「アーキビストの職務基準書」（平成30年12月、以下「職務基準書」という。）を基に、以下の内容で令和2年度からアーキビストの認証を開始する。

1. 内容

（1）認証主体

国立公文書館長

（2）名称

認証アーキビスト（Archivist Certified by the National Archives of Japan）

（3）組織

1）アーキビスト認証委員会

- ・ 役割：認証・更新・取消等の審査
アーキビスト認証の仕組み（継続検討事項等）への助言
- ・ 委員の構成：アーカイブズに係る実務経験やアーキビストの養成・指導経験を踏まえたアーカイブズに係る高い識見を有する者
- ・ 人数及び任期：7名以内。任期2年とし再任することができる。
- ・ 専門委員：専門委員を配置することができる。

2）アーキビスト認証委員会の庶務

- ・ アーキビスト認証委員会の庶務及び認証に係る事務は、統括公文書専門官が他課等の協力を得て行う。

（4）申請要件

1）以下の①～③のすべてを満たすと考える者

①知識・技能等

職務基準書に示される知識・技能等が修得可能な高等教育機関の単位修得、又は関係機関の研修修了

②実務経験

アーカイブズに係る実務経験3年以上

③調査研究能力

修士課程修了レベルの調査研究能力

2）上記1）と同等の能力を有すると考える者

体系的な教育・研修の機会を得ていないものの、実務経験と調査研究能力を有し、知識・技能等も修得済みである者等

(5) 審査方法

申請者からの館長が定める提出書類に基づき、アーキビスト認証委員会において次の区分について当該基準及び提出書類により個別に審査する。

区分	基準
	提出書類
1) 知識・技能等	職務基準書に示される知識・技能等の一定基準を満たした大学院教育の単位を修得、又は関係機関の研修を修了していること 「研修等受講履歴一覧（単位修得証明書又は研修修了書を添付）」
2) 実務経験	知識・技能等を活かしながら職務基準書に定める職務に3年以上従事していること 「実務経験説明書（所属長等の確認付き）」
3) 調査研究能力	①修士課程相当（国内外を問わない。）を修了していること、又は修了していない者にあつては紀要等に論文を執筆していること ②アーカイブズに係る調査研究実績（論文、研究発表、報告書、その他業務に係る成果等）を有していること 修了（卒業）証明書並びに「調査研究実績一覧」及び主な成果物

(6) 認証の有効期間・更新

認証の有効期間は5年とする。社会規範の変容や情報技術の進展等を踏まえ、認証アーキビストに求められる知識・技能等が更新されているかを確認するため、申請に基づき更新に係る審査を行う。

(7) 登録料・更新料

合格者から登録料・更新料に係る実費を徴収する。

2. 今後の展望

今後、我が国全体の公文書等の適正な管理を支え、永続的な保存と利用を確かなものとする人材を養成できるよう、職務基準書等を見直しつつ段階的な発展を目指す。